

# —改正労働安全衛生法対応—

## 化学物質のリスクアセスメント支援

- 労働安全衛生法の改正により、「リスクアセスメント対象物 (RA対象物)」について、ラベル表示・SDS交付及びリスクアセスメント実施の義務が発生しています。
- RA対象物は随時追加されており、令和6年4月1日にも234物質が追加されました。
- 令和6年4月1日から、国が定める濃度基準値の設定物質については、確認測定の見直しを含むばく露の程度の低減措置義務が発生しています。

### 作業場における化学物質のリスクアセスメントについて、 こんなお悩みはありませんか？

事業場での  
取扱い化学物質が多く、  
どの物質がRA対象物か、  
わからない。



どの物質から対応すべきか  
優先順位がわからない。

RA支援ツールの  
使い方がわからない。

お気軽に  
ご相談  
ください。

**CERIでは、こうしたお悩みを解決すべく、  
リスクアセスメント支援メニューを用意しています。**

#### 1 RA対象物への 該非確認

CAS登録番号に  
基づき、RA対象物への  
該非を確認します。

約2,300物質

R5年までのRA対象物  
+ R6年追加234物質  
(計 896物質)

R7年 追加物質  
R8年 追加物質

該当する物質について、リスク  
アセスメントを実施する上での  
優先順位付けを行います。

#### 2 RA対象物の 優先順位付け

- **最優先:** 令和6年4月1日  
から、作業者がばく露される程  
度を濃度基準値以下にする  
ことが義務付けられている  
物質 (濃度基準値設定物質)。
- **上記以外の優先順位の提案:**  
がん原性指針等で対応が必  
要な物質に基づき優先順位  
を提案します (例: がん原性  
に係る指針対象物質、政府  
GHS分類で発がん性、生殖細  
胞変異原性又は生殖毒性で  
区分1に分類された物質等)。

#### 3 RA支援ツール CREATE-SIMPLE の使い方支援

「CREATE-SIMPLE  
(最新Ver.)の使い方」  
について、実際の取扱い化  
学物質 / 作業のアセスマ  
ント事例紹介を含むセミ  
ナー形式での説明会等、  
承ります。



# CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル7F

E-mail [cac-reach@ceri.jp](mailto:cac-reach@ceri.jp) Tel 03-5804-6136